

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月28日

【会社名】 リズム株式会社

【英訳名】 RHYTHM CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 湯本 武夫

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地12

【電話番号】 (048)643-7213

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 管理本部長 相澤 竜也

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地12

【電話番号】 (048)643-7213

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 管理本部長 相澤 竜也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2024年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月21日

(2) 決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 48円50銭 配当総額 400,376,230円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月21日

ニ 配当金支払開始日

2024年7月12日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、平田博美、湯本武夫、山崎勝彦、北嶋芳一、相澤竜也、山本典久の6名を選任すること。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、酒井清貴、鈴木欽哉、内田ひとみ、吉田秀康、宮嶋孝の5名を選任すること。

<株主提案（第4号議案）>

第4号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 1株当たり配当額

普通株式1株当たりの配当金額139円50銭を、会社提案配当金額に加えて配当する。

ハ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき上記の1株当たり配当額

配当総額は、1株当たり配当額に2024年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月21日

ホ 配当金支払開始日

2024年7月12日

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 及び賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	71,637	235	1	(注) 1	可決 99.33
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件					
平田 博美	42,833	29,039	1	(注) 2	可決 59.39
湯本 武夫	43,230	28,642	1		可決 59.94
山崎 勝彦	43,719	28,153	1		可決 60.62
北嶋 芳一	67,411	4,461	1		可決 93.47
相澤 竜也	71,577	295	1		可決 99.24
山本 典久	71,593	279	1		可決 99.27
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件					
酒井 清貴	43,777	28,095	1	(注) 2	可決 60.70
鈴木 欽哉	71,179	693	1		可決 98.69
内田 ひとみ	71,569	303	1		可決 99.23
吉田 秀康	71,570	302	1		可決 99.24
宮嶋 孝	70,727	1,145	1		可決 98.07
第4号議案 剰余金の処分の件	31,299	40,813	1	(注) 1	否決 43.40

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 第4号議案について、本総会当日に出席した株主の当該案に対する意思を正確に反映するために、投票用紙による投票を実施した。
4. 第4号議案の「賛成数(個)」、「反対数(個)」、「棄権数(個)」は本総会前日までに書面または電磁的方法により行使された議決権に係る当議案への賛成、反対、棄権の個数に、本総会当日出席の株主(但し、当議案の採決に係る投票までに退場した株主の議決権を除く。)の当議案への賛成、反対、棄権の個数を加算したものである。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第1号議案から第3号議案につきましては、本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主の議決権数のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていないものは加算しておりません。